

令和5年度与党税制改正大綱～その2～

Q：令和5年度与党税制改正大綱について、中小企業税制を中心に主な改正案を教えてください。

A：公平で中立的な税制への見直し

1. 電子取引のデータ保存制度の見直し

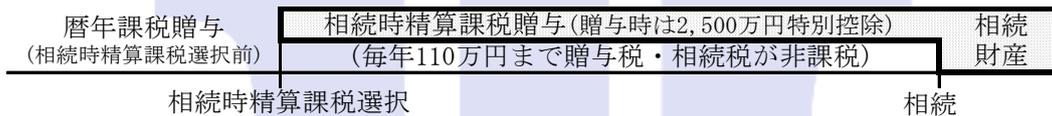
電子データ保存の要件充足ができないことについて、税務署長が「相当の理由」があると認める場合の新たな猶予措置を整備します。「相当の理由」については、今後公表される情報にご注目ください。

原則	猶予措置(～R5.12)	【改正案】 猶予措置(R6.1～)
検索要件等を満たして電子データで保存	やむを得ない事情がある場合、紙保存も容認	相当の理由がある場合、電子データ保存(検索要件等不要)かつ紙保存

2. 相続時精算課税制度を使いやすく

(1) 改正の概要

相続時精算課税制度を選択後も、毎年110万円(基礎控除)まで贈与税申告不要にします。



(2) 適用時期

令和6年1月1日以後の贈与から。

3. 相続税計算上の生前贈与の加算期間延長

(1) 改正の概要

相続財産に加算する暦年課税贈与財産の加算期間を3年から7年に延長します。ただし、延長した4年間に受けた贈与については、4年間合計100万円まで相続財産に加算不要とします。



(2) 適用時期：令和6年1月1日以後の贈与から。

4. NISAの抜本的拡充・恒久化

(1) 改正の概要

新NISA(少額投資非課税制度)を創設し、NISA制度を抜本的拡充・恒久化します。

	つみたて投資枠	成長投資枠		つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円 (現行40万円)	240万円 (現行120万円)	口座開設期間	恒久化	
保有期間	無期限化		投資対象商品	一定の 投資信託 (現行と同様)	上場株式・ 投資信託等
保有限度額	買付残高1,800万円 (内、成長投資枠1,200万円)				

※つみたて投資枠と成長投資枠は併用可(現行は年ごとにいずれか選択)

(2) 適用時期：令和6年1月1日から。

5. 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

相続財産 5 億円超の場合に、未費消の教育資金残額を相続税の課税対象としたうえで、適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで 3 年間延長します。

今後の国会審議等にご留意ください。

令和 5 年 2 月
税理士法人石井会計

